

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和45年7月1日、資格喪失日は49年3月31日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和45年7月から46年8月までは3万6,000円、同年9月から47年7月までは4万8,000円、同年8月から48年7月までは5万6,000円、同年8月から49年2月までは7万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月1日から49年3月ごろまで

私は、昭和45年7月ごろ、A社B事業所から同社本社に異動になり、C課で49年3月に退社するまで勤務していた。その間も社会保険料は控除されており、健康保険証も勤務先から交付されていた。

申立期間が、厚生年金保険の被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が一致し、厚生年金保険被保険者番号が申立期間前の同社B事業所における申立人の被保険者番号と同一であり、被保険者期間が申立期間と一致する未統合の被保険者記録（資格取得日は昭和45年7月1日、資格喪失日は49年3月31日）が確認できる。

また、申立期間を含む昭和44年3月6日から49年3月30日までの期間において、申立人に係る雇用保険被保険者記録（事業所名は不明）が確認できる。

さらに、A社における資格取得日が昭和45年7月1日、資格喪失日が50年4月1日である同僚は、「申立人は、私とほぼ同時期にB事業所から本社へ転勤になり、私より1年早い昭和49年3月に結婚を機に退職した。」と供述している上、同社における資格取得日が46年2月1日、資格喪失日が50年7月

31日である別の同僚は、「申立人は、私とほぼ同時期にB事業所から本社へ転勤になり、結婚を機に退職した。私より早く退職したことを覚えている。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は、申立人の記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和45年7月1日、資格喪失日は49年3月31日であると認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、上記の名簿に記載されている未統合の厚生年金保険被保険者の記録から、昭和45年7月から46年8月までは3万6,000円、同年9月から47年7月までは4万8,000円、同年8月から48年7月までは5万6,000円、同年8月から49年2月までは7万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額(41万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 11 月 1 日から 15 年 4 月 16 日まで

私は、平成 8 年 9 月から 15 年 4 月までの間、A 社に勤務した。

ねんきん定期便によると、A 社で勤務していた期間のうち平成 12 年 11 月から 15 年 3 月までの期間の標準報酬月額が 32 万円に引き下げられているが、給与明細書を確認したところ、厚生年金保険料は、標準報酬月額 41 万円に相当する額で控除されており、当時、会社から給与減額の話聞いた記憶も無い。申立期間の標準報酬月額の記録を、実際の保険料控除額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(41万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)において記録されている標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、申立期間について事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該保険料控除額に見合う保険料に

ついて納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月28日から同年9月1日まで

申立期間については、A社に勤務しており、途中で同社を辞めたことはなく、継続して勤務していたので、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が提出したA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しの備考欄において、「昭和46年6月27日転勤」の記載が確認でき、3人の同僚は、「当時、申立人は転勤で異動になったものの、退職はしていない。」と供述していることから、申立人は同社に継続して勤務し（同社B事業所から同社（本社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、i) 上記の同僚のうち二人が申立人の転勤時期について「9月であった」と供述していること、ii) A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険証の返納日が昭和46年10月25日であることが確認できること、iii) 申立人の妻が「夫が転勤でC市町村（現在は、D市町村）に帰って来たのは9月だった。」と供述している上、戸籍の附票において、申立人は同年10月4日にC市町村に転入した

ことが確認できることから、同年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和46年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、上述の被保険者資格喪失確認通知書の写しによると、申立人の資格喪失日を昭和46年6月28日と届け出たことが確認でき、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月から8月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から49年3月まで

私は、20歳当時、仕事の都合でA市町村に住んでいたが、住民票上の住所は実家があるB市町村としていたため、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、集金人に国民年金保険料を納付してくれていた。

その後、昭和47年12月に結婚し、住所をC市町村（現在は、D市町村）に移してからは、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

以上のとおり、申立期間については国民年金保険料を納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年1月17日に払い出されており、その時点では、第2回特例納付の実施期間中であることから、特例納付及び過年度納付を利用して申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であるものの、申立人は、申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている上、上記の払出日以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち昭和46年11月から47年11月までの期間について、申立人は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行っていたとされる申立人の父親、及び当該期間に申立人の実家がある地区を担当していた集金人は、既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況については確認することができない。

さらに、申立期間のうち昭和47年12月から49年3月までの期間について、申立人は、「私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているものの、国民年金保険料の納付方法及び納付金額についての記憶があいまいである。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年10月から13年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月から13年4月まで
申立期間については、母がA市町村役場(当時)で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を立て替えて払っていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成12年10月ごろ、母が国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立人は平成12年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、同日以降に、申立人に対し、国民年金被保険者資格の取得勧奨が行われ、申立期間後の14年8月27日付けで、「未加入期間国年適用勧奨」の未適用者一覧表(最終)が作成されていることが確認できることから、申立人の主張とは符合しない上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付を行っていたとされる申立人の母親は申立期間当時の状況について詳細な記憶は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 31 日から 63 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 4 月 10 日に A 社 B 事業所に就職し、平成 9 年 9 月 30 日まで正社員として継続して同事業所に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、昭和 58 年 8 月 31 日から 63 年 4 月 1 日までの期間における厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 事業所における申立人に係る雇用保険被保険者記録並びに同事業所の元事業主及び同僚の供述から、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の元事業主は、「当時の書類を保存していないため、明確な時期は不明であるが、一度厚生年金保険の適用事業所でなくなった期間があり、この期間においては、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述しているところ、オンライン記録によると、A 社 B 事業所は、昭和 58 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、63 年 4 月 1 日に再び厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間（申立期間と同一期間）においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、「昭和 58 年 8 月の終わりごろに事業主から国民健康保険の加入手続をするよう言われ、C 市町村役場同保険の加入手続をした。」と供述しているところ、申立人が記憶する同僚二人も同様の供述をしている上、当該同僚二人は、申立期間において厚生年金保険の加入記録は無く、「申立期間における給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、昭和 58 年 9 月 1 日から 63 年 4 月 1 日ま

での期間、申立人は国民年金に加入し、58年10月から63年3月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。